

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業及び 介護職員等処遇改善加算について

【〇介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援】

老健局老人保健課
(内線3942)施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 〇介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 〇介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
- ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

- ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
- イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

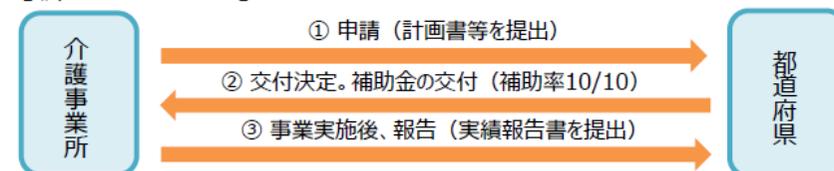
(1) 支給要件・金額

- ①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③介護職員の職場環境改善の支援

※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 〇 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

2

【今後の予定】

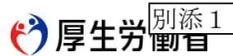
3月中旬以降、ホームページ等で様式及び申請スケジュール、提出先等についてお知らせします。

○介護サービス種類ごとに、サービス類型及び補助金の要件別に6月分として設定された交付率を介護報酬に乗じる形で各事業者に交付。

○原則として、令和7年12月分のサービスに交付率を乗じる。(令和8年4月以降の新規事業所は対象外)

表1		交付率		
サービス区分	①+②+③	①+③	①	
1 訪問介護	26.4%	20.40%	15.60%	
2 夜間対応型訪問介護	20.4%	16.20%	13.20%	
3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4%	16.20%	13.20%	
4 (介護予防)訪問入浴介護	20.4%	16.20%	13.20%	
5 通所介護	19.2%	15.60%	12.60%	
6 地域密着型通所介護	24.6%	20.40%	16.80%	
7 (介護予防)通所リハビリテーション	16.8%	13.80%	11.40%	
8 (介護予防)認知症対応型通所介護	34.8%	27.60%	21.60%	
表2		交付率		
サービス区分	①+②+③	①+③	①	
9 (介護予防)特定施設入居者生活介護	21.0%	16.80%	13.20%	
10 地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0%	16.80%	13.20%	
11 (介護予防)小規模多機能型居宅介護	24.0%	18.60%	13.80%	
12 看護小規模多機能型居宅介護	18.0%	14.40%	11.40%	
13 (介護予防)認知症対応型共同生活介護	27.0%	20.40%	15.00%	
14 介護福祉施設サービス	23.4%	18.60%	14.40%	
15 地域密着型介護老人福祉施設	23.4%	18.60%	14.40%	
16 (介護予防)短期入所生活介護	23.4%	18.60%	14.40%	
17 介護保健施設サービス	15.6%	12.60%	10.20%	
18 (介護予防)短期入所療養介護(老健)	15.6%	12.60%	10.20%	
19 介護医療院サービス	10.8%	9.00%	7.80%	
20 (介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	10.8%	9.00%	7.80%	
表3		交付率		
サービス区分				
21 (介護予防)訪問看護	13.2%			
22 (介護予防)訪問リハビリテーション	10.8%			
23 居宅介護支援、介護予防支援	15.0%			

介護サービス事業者の皆さまへ
(処遇改善加算対象サービス向け)



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円**※相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円**※相当を、
いずれも6か月分補助します。

賃上げ
支援！

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

③ 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう！

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問、通所サービス等は

●ケアプランデータ連携システムへの加入



加入のご相談はこちら



施設サービス等は

●生産性向上推進体制加算の取得



取得要件等はこちら



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

■ 専用コールセンター

050-3733-0222
受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む)

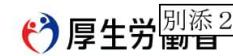
賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

■ 処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう！
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



介護サービス事業者の皆さまへ



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも
月額 **1.0万円**※相当を、
6か月分補助します。

対象拡大！

・訪問看護 ・居宅介護支援
・訪問リハ ・介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう！

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう！

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

以下の

③ **生産性向上等に係る取組のいずれか** を行いましょう！

ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



●処遇改善加算IVに準ずる要件
※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、
職場環境等要件



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう！

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

■ 専用コールセンター

050-3733-0222
受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

■ 処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう！
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



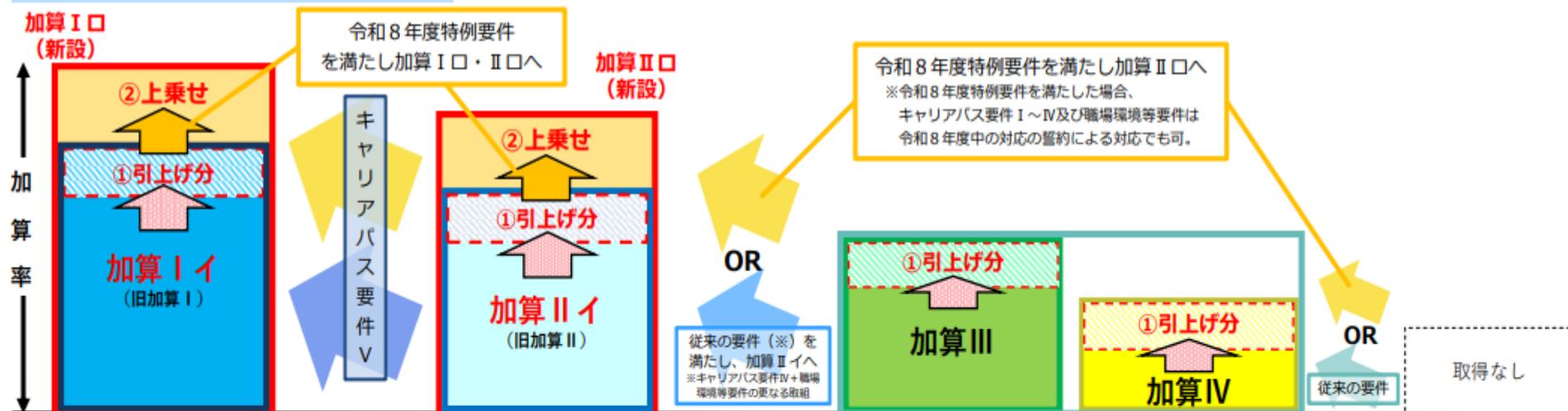
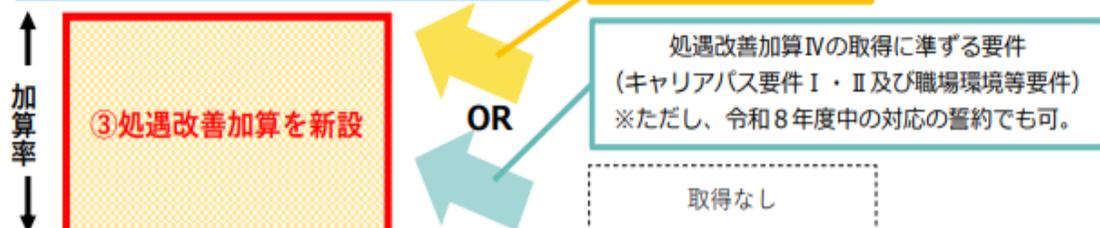
介護職員等処遇改善加算の拡充①

04

概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス

新たに処遇改善加算の対象となるサービス
(訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)

- 注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
- ア) 訪問、通所サービス等
→ケアブランドデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
- イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
- ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

介護職員等処遇改善加算の拡充②

05

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）					
訪問看護★						1.8%
訪問リハビリテーション★						1.5%
居宅介護支援・介護予防支援						2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等処遇改善加算の拡充③

06

取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。

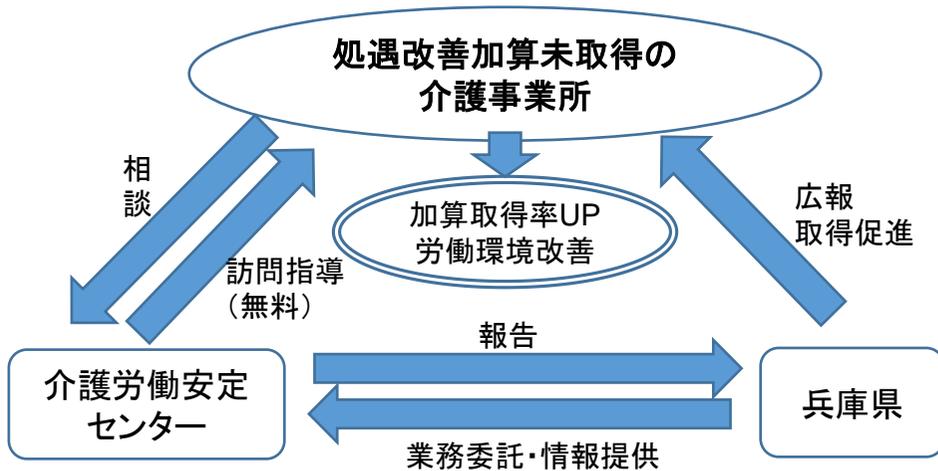
イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

処遇改善加算等の取得促進支援

介護従事者の賃金水準向上のため、介護職員等処遇改善加算に関するセミナーの実施や、専門家による個別相談を行うことで、加算の新規取得や上位の加算へのランクアップを働きかける。R7年度も引き続き、新加算の制度説明も含め、加算未取得業者を重点的に訪問し、より多くの事業所の加算取得を促進する。



【申込先】

公益財団法人介護労働安定センター兵庫支部

TEL 078-242-5321 FAX 078-242-5322

MAIL hyogo@kaigo-center.or.jp

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/hyogo/2022/011653.html>

専門家による個別相談 の実施

県内（神戸市を除く）の介護サービス事業所に対し、社労士等の専門家を派遣し個別相談を実施
※R6実績：78事業所(延べ95件)を訪問し、うち13事業所で新規及び上位加算を取得

相談内容

処遇改善加算の新規取得、上位の加算区分へのランクアップ、職場環境改善の実施などについて、加算制度の仕組みから申請書類の書き方までアドバイスを行う

相談回数

1事業所あたり2回まで（1回2時間程度）

処遇改善取得促進 支援セミナー

加算の取得やランクアップに関する一般的な悩みや疑問を解決するセミナーを実施
(R7実績) 実施回数：2回、参加法人数：延べ266法人